

水第 2127 号
令和 6 年 9 月 12 日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、早川河川漁業協同組合代表理事組合長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第 4 号(早川河川漁業協同組合)遊漁規則の変更について

1. 変更の内容(別紙 1)

これまで 10 月 15 日から翌 1 月末まで設定していた冬季のキャッチアンドリリース(以下、C&R)区間について、終期を 1 月末から 2 月末までに延長するとともに 3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間に新たな C&R 区間(以下、新規区間)を設定するとともに、漁場の状況に応じてあらかじめ設定した区域内で組合が C&R 区間を指定できるよう変更する。

2. 変更の背景および目的

- ・早川河川漁業協同組合では、冬季および春季に溪流魚の C & R 区間を設定し、資源及び漁場の有効活用を図ることにより遊漁者の増加を達成している(図 1)。
- ・一方で、現在は 2 月 1 日から 2 月末及び 6 月 1 日から 10 月 14 日までは C & R 区間を設定していない。
- ・多くの遊漁者や組合員から周年で安定的に溪流魚の遊漁を楽しめるよう、上記期間においても C & R 区間の設定を望む声が挙がっている。
- ・同漁協はこれらの意見に関して、令和 6 年 6 月から試験的に新規区間の一部で C & R 区域を設定しており、多くの遊漁者が訪れている(1 日平均 5 人以上)。
- ・なお、新規区間はアユの漁場としても活用されているが、アユと溪流魚では主となる遊漁の時間帯が異なること(アユは日中だが、溪流魚は早朝や夕方)や、遊漁者のマナー等の向上により遊漁者同士が配慮しながら釣りをを行うことから、試験期間中にトラブルは生じていない。
- ・これらをふまえ、遊漁規則を変更しさらなる資源及び漁場の有効活用を図る。

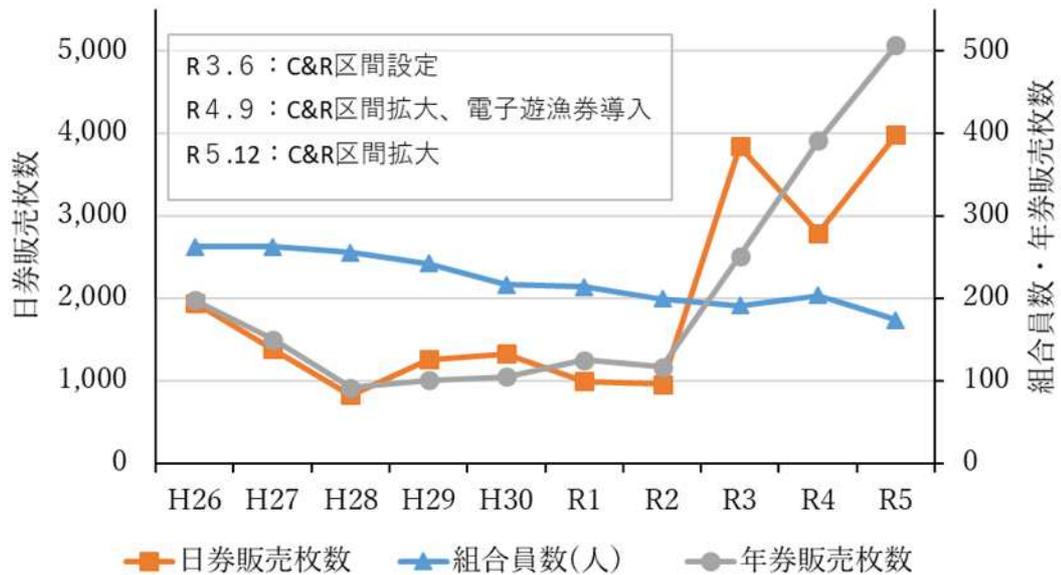


図1 早川河川漁業協同組合の組合員数および遊漁券販売枚数の推移

3. 認可の基準について

- (1) 漁業法第170条第2項の事項が規定されていること。
 - 遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額及び納付の方法、遊漁承認証に関する事項について、いずれも規定されている。
- (2) 総会において議決が行われていること。
 - 令和6年8月1日開催の総会で議決されている。
- (3) 漁業法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
 - ア 遊漁を不当に制限するものでないこと。
 - 同様の内容で漁業権行使規則も変更予定であり、遊漁を不当に制限するものではない。
 - イ 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。
 - 遊漁料の額の変更を伴わないため該当なし。

免許番号 内共第4号 (早川河川漁業協同組合) 漁場図



新規区間上流端：三枚橋(下流から撮影)



新規区間下流端：太閤橋(上流から撮影)



新規区間内の堰堤
(試験運用の上流端)



新規区間内の堰堤
(試験運用の下流端)



新規区間内の標識

内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧																																				
<p>(目的) 第 1 条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等) 第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限) 第 3 条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>3 月 1 日より 10 月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域</td> <td>10 月 15 日より 2 月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。</p> <p>(遊漁期間) 第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没 1 時間後から午前 5 時の間は遊漁を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3 月 1 日より 10 月 14 日まで	にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	10 月 15 日より 2 月末日まで	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで	にじま す	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め	<p>(目的) 第 1 条 略</p> <p>(遊漁料の納付業務等) 第 2 条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限) 第 3 条 1～3 略</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 魚 種</th> <th>イ 区 域</th> <th>ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい</td> <td>早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域</td> <td>3 月 1 日より 5 月 31 日まで</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域</td> <td>10 月 15 日より 1 月 31 日ま で</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(遊漁期間) 第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 なおこの漁場区域においては漁場管理上日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの間は遊漁を禁止する。 ただし、宮城野地域においては日没 1 時間後から午前 5 時の間は遊漁を禁止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア) 魚 種</th> <th>(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで</td> </tr> <tr> <td>にじま す</td> <td>3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで	(新設)	(新設)	(新設)	にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日ま で	(ア) 魚 種	(イ) 期 間	やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで	にじま す	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	三枚橋 downstream 端から下流太閤橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	3 月 1 日より 10 月 14 日まで																																			
にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域で組合が定め 公表する区域	10 月 15 日より 2 月末日まで																																			
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																																				
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで																																				
にじま す	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め																																				
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																																			
やまめ、にじま す、うぐい、おい かわ、こい	早川橋橋脚 downstream 端から上流小田 原市風祭 119 番地先治水堰堤天 端 downstream 端までの区域	3 月 1 日より 5 月 31 日まで																																			
(新設)	(新設)	(新設)																																			
にじま す、うぐ い、おい かわ、こ い	小田原市板橋 209 番地先小田原 用水取水口堰堤 downstream 端から上流 箱根町湯本 688 番地先湯本橋下 stream 端までの区域	10 月 15 日より 1 月 31 日ま で																																			
(ア) 魚 種	(イ) 期 間																																				
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め 公表する日から 10 月 14 日まで																																				
にじま す	3 月 1 日から 10 月 14 日までの期間で組合が定め																																				

	公表する日から <u>2月末日</u> まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>2月末日</u> まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>2月末日</u> まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>2月末日</u> まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

第5条～第11条 略

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和5年12月1日から施行する。
3. この規則は令和6年 月 日から施行する。

	公表する日から <u>1月31日</u> まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>1月31日</u> まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>1月31日</u> まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から <u>1月31日</u> まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

第5条～第11条 略

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和5年12月1日から施行する。